

令和6年5月17日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合

### 住民票住所変更の際の届出について

掲題の件、これまで住所変更時の届出は不要としておりましたが、今後、住民票住所変更の際には、変更された被保険者・被扶養者全員の住民票住所を届け出ていただく取り扱いに変更させていただきます。

令和6年5月7日、健康保険のオンライン資格確認システムにおいて健康保険組合の保有する個人情報と住民基本台帳情報の照合を行い、誤入力をチェックするシステムが導入されました。

これは、個人番号の紐づけ誤りや誤登録を防止するための仕組みであり、皆様の情報の真正を確保するためのものとなります。

情報に差異がある場合には、健康保険証の資格が停止されることがありますので、今まで以上に正確な情報登録が求められています。

つきましては、住民票住所を変更された際には、下記対応をお願いいたします。

#### 記

対象者： 住民票住所を変更された被保険者・被扶養者全員  
提出書類： 健康保険住所変更届  
提出先： 事業主経由 健康保険組合  
(任意継続被保険者・被扶養者の方は当健保組合へ直接提出)

申請書類掲載箇所：[石原産業健康保険組合ホームページ](#)>申請用紙  
適用関係 No.8

以上